

### 3. 教育職員免許状取得について

- (1) 大学を除く全ての国公立学校の教育職員（常勤、非常勤を問いません）になるためには、それぞれ相当の教育職員免許を有する必要があります。
- (2) 教育職員免許状に関する基準は、「教育職員免許法」で基準資格及び科目別の最低修得単位数を、「教育職員免許法施行規則」で科目及び単位の修得方法を規定しています。
- (3) 理学部は、中学校教諭、高等学校教諭の一種免許「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。また、大学院理学研究科は、中学校教諭、高等学校教諭の専修免許「数学」「理科」を取得できる課程として認定されています。
- (4) 2019年4月5日（金）に教職課程ガイダンスが行われます。教職課程ガイダンスは、翌年以降も同じ時期に開催される予定です。
- (5) 教育職員免許状の取得についての詳細は、大阪大学教育課程委員会が作成する「**大阪大学【教職課程ブックレット】1 教職課程への招待 教育職員免許状取得ガイド**」（以下「ブックレット」とします）をご覧ください。このブックレットは、上記の教職課程ガイダンスで配布するほか、理学研究科学務係でも入手可能です。
- (6) 中学校教諭の免許を取得する場合は、「介護等の体験」を受講する事が義務づけられています。これは、特別支援学校及び社会福祉施設等で、7日以上の間、高齢者や障がい者に対する介護、介助、交流等の体験をするものです。詳しくは、ブックレットをご覧ください。
- (7) 教育実習を履修するために必要な単位数や履修要件など、詳しくはブックレットをご覧ください。履修の手続き等については、教育実習を履修する前年度の3月頃より順次掲示等によりお知らせします。

[注] 教職課程に関する連絡事項は、KOANの掲示板に掲載されます。見逃すことのないように注意してください。